

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第九中「アポモルヒネ塩酸塩製剤」を

「アポモルヒネ塩酸塩製剤  
セルトリズマブペゴル製剤」  
に改める。